

天童市立各中学校長・教職員 各位
 天童市立各中学校 保護者 各位
 天童市スポーツ協会 関係者 各位
 天童市スポーツ少年団関係者 各位
 天童市芸術文化協会 関係者 各位

天童市立中学校部活動地域展開について

令和 8 年度から、中学校の**休日**部活動が変わります！

文部科学省・スポーツ庁の施策を受けて、中学校の部活動が大きな改革期を迎えています。国では令和 6 年 12 月に、より豊かで幅広い活動を可能にしていくという意図を込め『地域移行から地域展開へ』と名称を変更しました。（本市もこれから「地域展開」にしていきます。）

本市でも、部活動における課題である生徒数減少や教員の働き方、学校差や地域差等の課題を、地域全体で活動を支えていき、生徒にとって望ましい環境づくりを創出していくことをめざします。

令和 8 年度にむけて、これまでの本市の現状や取組、さらに今後の地域展開の見通し等を、みなさまにお知らせいたします。

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q 1 地域クラブ活動とは、どのような活動ですか？

山形県中学校体育連盟より

学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化クラブ活動のことです。

その地域クラブ活動の運営母体・実施主体は、**総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間業者、フィットネスクラブ、大学等、多様なものを想定**しています。

また、「地域移行モデル地区や自治体主催で地域移行をすすめるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ」は自治体の認可（本市は確認）を必要とします。

各中学校で平日に活動している競技や種目、分野と同じ活動でも、違う活動でも、休日の活動はクラブとして、単独で活動したり、複数校による合同での活動をしたり、取組は多様です。詳細な活動については、中学校へお問い合わせください。

Q 2 なぜ今、地域展開を進めているのですか？

Q 3 天童市では、具体的にどのように進めている(いく)のですか？

Q 4 部活動はなくなるのですか？

Q 5 地域クラブへは、必ず参加しなければならないのですか？

Q 6 地域クラブ化に向けて、どのような部活動が活動しているのですか？

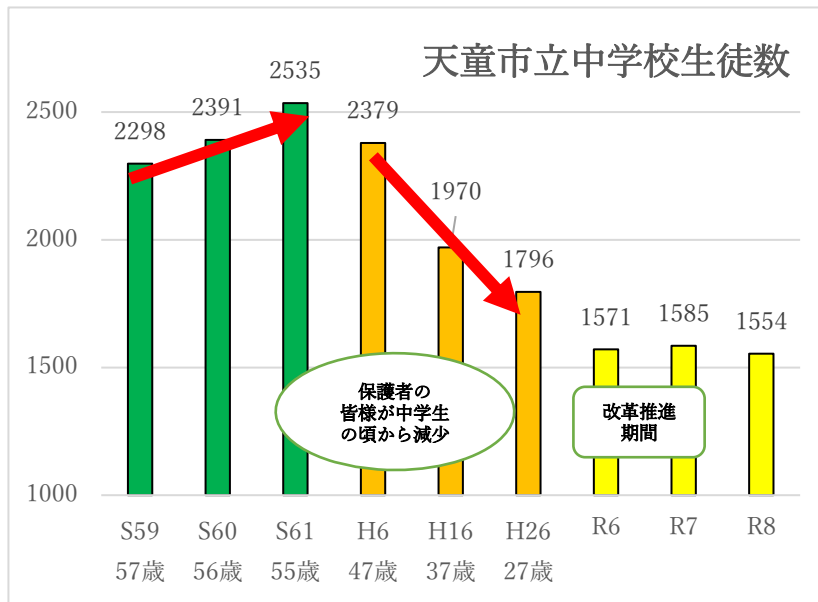
Q 7 地域クラブ以外で、休日に活動している団体等がありますか？

Q 8 地域クラブの外部指導者への支援は、ありますか？

Q 9 地域クラブやその他の活動で、保護者の負担はどうなりますか？

Q10 地域クラブを立ち上げたいのですが、どうしたらいいですか？

Q1 なぜ今、部活動の地域展開を進めているのですか？



少子化の影響により、本市も全国と同様な傾向で、今後さらに中学校の生徒数が減少していく見込みです。

そのために、**1つの中学校で、チーム編成ができない部活動**が出始め、部活動の存続さえも心配されます。また、教員による**休日指導**や**教員自身が専門でない部活動を担当する**等、その働き方が大きな問題になっています。そこで、これからは**休日の部活**

活動は、中学校単位の活動から学校を含む**地域単位の活動へアップデート**し、活動を希望する中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を、地域全体で整えていく歩みを始めているところです。（国では令和7年度までは改革推進期間、令和8年度から改革実行期間前期、令和11年度から3年間後期、そして県では部活動を最新の状態に更新することを「**アップデート**」と示しています。）そして、生徒にとって望ましい環境とは、

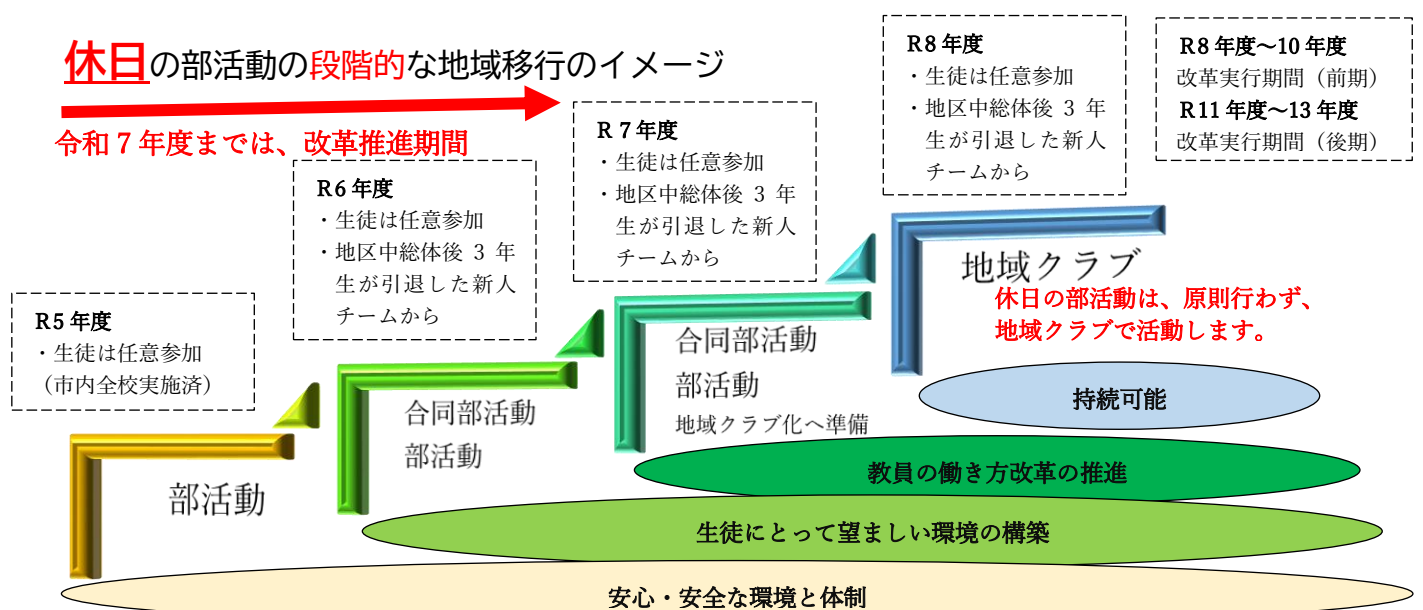
- ① 生徒自身がしたい活動を選択できる環境があること
- ② 生徒が主体的に、楽しく活動ができる環境であること
- ③ 継続的な活動体制を整え、持続可能な環境であること

と示しています。

Q2 天童市では、具体的にどのようにすすめていくのですか？

休日部の活動の段階的な地域移行のイメージ

令和7年度までは、**改革推進期間**



生徒にとって望ましい**スポーツ・文化芸術環境の構築**と**教員の働き方改革の両立**を図り、**地域が一体**となり、生徒の自主的な活動を支援していきます。

Q3 部活動はなくなるのですか？

Q2 より、令和8年度の地区中総体後、3年生が引退した新人チームから、**休日の活動は「地域クラブ」で行う環境を整えます。**よって、**平日の部活動は中学校で、これまで通りに行います。**

なお、部活動は「学習指導要領」で教育として定められた学校教育で必要な活動として位置づけられて、**「義務ではなく、任意参加で、生徒の自主的、自発的な参加による活動」**として示されています。休日の「地域クラブ活動」も同様に、**「任意参加」**になります。(任意の習い事と一緒にです。)

Q4 地域クラブへは、必ず参加しなければならないのですか？

Q3 より、平日も休日の活動ともに、**「任意参加」**ですので、生徒はいろいろな選択肢の中から自分が活動したい部や地域クラブ、任意の団体の活動等を自由に選ぶことができます。つまり、平日の部活動と休日の活動を同じ活動をしてよいし、平日と休日に違う活動を選択しても、平日は中学校で活動し、休日は休養しても、平日も休養も、自分の時間を楽しんでもいいのです。**お子さんが自分で考え、自分で決めて、自分で行動できるよう、そしてお子さんの中学校生活が充実したものとなるように、ご家庭でよく話し合ってくださいよう、お願いいたします。**

Q5 地域クラブ化に向けて、どのような活動があるのですか？

地域クラブ化に向けた 1 つの手段として、複数の部活動が合同で、**休日**に活動する『**合同部活動**』があります。これは、所属する中学校の枠を超えて参加が可能であり、その指導者は部活動顧問や地域の外部指導者です。

令和 6 年度から試行的に複数校で合同部活動に取り組んでいる部活動は、**陸上、バレーボール、サッカー、バドミントン、バスケットボール、吹奏楽** 等です。令和 7 年度からは、試行錯誤しながらですが、順次、準備が整った部から地域クラブへアップデートしていく予定です。なお、部員数や活動場所、用具等の課題があれば、**合同部活動を経ず**に、引き続き学校部活動を行い、**学校単独で休日の地域クラブをめざす**こともできます。

Q6 地域クラブ以外で、休日に活動している団体等がありますか？

部活動や地域クラブではなく、自分のしたい活動があれば、市内外で活動している既存の団体等に自由に参加することが出来ます。これは、「習い事」と一緒に、個人で申し込み、参加できます。

- スポーツ分野では、
- ・市内外の各種目の民間スポーツクラブや天童市スポーツ少年団の活動
 - ・天童市スポーツセンターのスポーツ事業
 - ・天童市総合型地域スポーツクラブ「あかねエンジョイクラブの活動」等
- 芸術文化の分野では、
- ・天童市芸術文化協会加盟団体の活動(教室や講座等)
 - ・天童市市民プラザパルテの中学生を対象にした「教室や講座」等

これら活動については、次頁のQRコードから参照ください！



教室・イベント
大会案内と申し込み 参照



あかねエンジョイクラブ
2025案内 参照



広報誌【きらめき】
Vol.12（令和6年3月）参照



HP内の〈お知らせ〉
【市民プラザだより】参照

※ 教室や講座の詳細につきましては、各施設・団体へ直接、お問い合わせください。

Q7 外部指導者への支援はありますか？

天童市スポーツ協会が指導者の資格取得のための『指導者養成』に取り組んでいます。これは、中学生以下の指導に関する資格取得に係る費用（受講料・交通費他）について、その経費の半額を補助するものです。ただし、これは天童市スポーツ協会の「育成強化事業」として行われるもので、その加盟団体からの申請手続きを通して補助されるものです。令和6年度までは新規取得のみが対象でしたが、令和7年度から**資格更新や昇格の取得についても対象**となります。

＜スポーツ少年団の指導者新規資格取得・更新等については、市スポーツ少年団本部（市スポーツセンター内）にお問い合わせください。＞

また、部活動の教育的な意義を持ち合わせた地域クラブ運営をめざし、**適切な指導が行われるように、暴力・体罰・ハラスメント等の根絶を含めた市独自の研修会**を今年度計画しています。

Q8 保護者の負担（経費・送迎等）はどのようなのでしょうか？

地域クラブの経費については、Q3と同様に「**個人の習い事**」としての位置づけですので、基本**受益者（保護者）負担**を想定しています。そのため、経費の補助については現在のところ、考えておりません。また、活動場所への移動は、生徒自らが徒歩または自転車で移動するか、もしくは活動場所や時間帯、季節や悪天候等によっては保護者の送迎でお願いすることになります。

経費については、所属する団体等により異なりますので、ご確認をお願いいたします。

Q9 地域クラブを立ち上げたいのですが、どうしたらいいですか？

生徒にとって望ましいスポーツ・芸術文化活動の構築にむけて、地域クラブの立ち上げに関わる皆様と一緒に、『**生徒が自主的に活動でき、かつ持続可能で安定的なクラブ運営等の在り方**』を話し合う場を設定します。また必要に応じ、市スポーツセンター、市スポーツ協会加盟団体、市スポーツ少年団、市芸術文化協会の加盟団体の皆様方からもお力添えをいただく予定です。

下記まで問い合わせください。

【問い合わせ】 天童市教育委員会学校教育課

電話 654-1111(内 823) FAX654-3355

Mail gakkyo-t@city.tendo.yamagata.jp